

平成29年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ様
石狩振興局長 福井 宏行様

石狩市花川南10条4丁目1番地2
田中 賢三

早期の告発についての要望書

謹啓 小夏の候、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

4月20日付けの勧告書（石農務第202号）で、勧告に応じない場合は農地法第51条第1項の規定に基づく命令や同法第4条違反者として告発することがあるとの有り難い言葉を頂戴しましたが、その後、告発どころか何らの指導もないことに寂しさを感じております。

クマさんのような勢いで文書を送付して下さいましたが、いつの間にか子猫ちゃんに変貌されたのかと、告発を求めている身としては憂慮している次第です。

地域の反対を押し切って勝手に農振法の網をかけ、営農支援をするどころか酪農団地の汚水や雨水、雪堆積場から吹き下ろす冷風で芝生産に深刻な被害を与え、私に営農を断念させた札幌市及びそれを黙認した北海道庁に対する怒りは今も収まりません。

この地域は、多額の血税が投入された酪農団地でさえ廃業した農業に不適な土地柄です。古くからの農民には何の支援もなく、行政機能が果たされていないにも関わらず、農振法や農地法だけが適用されるというのはおかしい話です。

貴職らが「違反」とする私の行為は生き残るための正当防衛ですが、これが過剰防衛になる前に、司法の場で白黒を付けるためにも告発をしています。

私とて、好き好んで私財を投じて「違反」を行っているわけではありません。貴職らが職務放棄をされるがために、正当防衛せざるを得ない現状を、考慮して下さいますようお願い申し上げます。

啓白